

☆☆

☆☆

☆☆

◇九段会計通信 Vol.54のコンテンツ◇

■こんなときどうなる？身近な税務トピック

生産等設備投資促進税制

■温故知新なく九段的ヒトコト>

■東京経営者大学のご案内！

■事務所からのお知らせ！

■編集後記

こんにちは！代表の高木です。

いよいよ師走に突入し、今年も残すところあとひと月となりました。

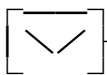
今年一年を振り返ると・・・

まだです！振り返るのは、年の瀬を迎えてからにしましょう！

残りひと月、九段会計は最後まで気合いを入れて、皆様と共にひた走ります！

それでは今月のメルマガをお送り致しますので、  
よろしくお願い致します！

代表・税理士 高木 功治



≡ ■ こんなときどうなる？身近な税務トピック

～生産等設備投資促進税制～

「生産等設備投資促進税制」は、青色申告をしている法人が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度（設立事業年度を除く）で、一定の要件を満たす設備投資を行った場合に、特別償却もしくは税額控除を選択できる制度で、中小企業者等に限定されず、すべての法人に適用されます。

適用要件：当期の国内の生産等設備の年度内の取得価額合計が次の2つを上回ること。

1) 当期に損金経理した償却費

2) 前期の国内の生産等設備の投資額×110%

適用額

1) 特別償却 → 生産等設備のうち、機械装置の取得価額×30%

2) 税額控除 → 生産等設備のうち、機械装置の取得価額×3%

（但し、法人税額の20%を限度とする）

「生産等設備」とは、例えば、製造業を営む法人の工場や、小売業を営む法人の店舗などその法人が行う生産活動、販売活動等のために使用される減価償却資産で構成されるものをいい、

本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しません。無形固定資産、生物も対象外となります。

同制度は、税務上取得となるリース資産についても税額控除が適用可能です。

なお、個人事業者（事業所得）についても同様の制度が適用されますが、適用期間は法人とは違い、平成26年、27年分となりますのでご留意下さい。

トピックについてご質問等不明な点がございましたら、お気軽にご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 沼辺 勇樹



≡ ■ 温故知新なく九段的ヒトコト >

---

『人力の限りあるを知るのが自信だ』

- 島崎 藤村（小説家） -

読んで字の如く、人力とは「人間の力」のこと。

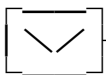
自分の能力の限界を知ること、自信が生まれます。  
能力の高い低いなりに、自分にはまだまだできる、これ以上できない  
といった判断が正確にできるようになるからです。

自分の能力を客観的に見るができるようになることが、自信に繋がります。

一方、自分の能力の限界を知らないと、それは過信に繋がり、誤った判断をしがちになります。

自信が無い！という自信を持つのも一つかもしれないですね。

メールマガジン編集担当 本田 裕介



≡ ■ 東京経営者大学のご案内！

---

東京経営者大学（後継経営者、幹部育成講座）第2期生が開講中です。

東京経営者大学とは、経営コンサルタント会社で30年使用してきた  
コンサルティングノウハウを、経営者と幹部を育成するために  
提供していただくものです。

ただ講座を受けて聞いているだけの座学ではなく、自ら考え、行動し、  
それを発表するというトレーニングサイクルを行うことで、  
経営者として、また幹部としての成長を促すものです。

そこで、しっかりとプロのコンサルタントの先生のもとで学び、  
顧問させていただいている私たちの立場から、  
継続した行動が行われているかを確認させていただくことで、  
短期的で終わらず、継続した成長が実現できます。

また、一緒に学ぶ経営者の同志ができることで、  
今後もお互いに助け合いながら自社の経営に役立てることもできます。

第1期生の参加者の方々は、日に日に参加者同士信頼関係が生まれ、  
新たなビジネスチャンスを手に入れた方も多くいらっしゃいます！

ご興味のある方は、見学が出来ますので、  
各担当者又は九段会計事務所までお気軽にご連絡下さい！！

担当：本田 裕介



≡ ■ 事務所からのお知らせ！

---

九段会計事務所の年末年始の営業は以下の通りとさせていただきます。  
誠に勝手ではございますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

年内営業 平成25年12月27日（金）迄

年始営業 平成26年1月6日（月）13時～



≡ ■ 編集後記

---

某自動車メーカーの統括部長をされていた方のプレゼンの講義を毎週受けています。  
様々な国で交渉してきた方なので、欧米人の考え方、アジア人の考え方など  
国や文化により考え方が全く違うことを教えてくれます。

先日の講義で一番印象だったのが、  
『欧米人は法則好き』ということです。

思えば、○○の法則って欧米人ばかりですよ。  
小さな時から常に法則性が無いかを考え、法則性の無い人は信用されないようです。  
ビジネスの場では顕著で、アイコンタクトができないだけで  
『コイツは自信が無いから聞く価値が無い』  
と判断されるようです。

アイコンタクトがしっかりできる人は、自信があるという法則だと思われているのでしょ  
う。

日本はどちらかというと、  
『きっと恥ずかしがり屋さんなのね。でも、いい人だし、きっと本当は信頼できるはずだ  
わ』  
というように、なるべく見た目だけで判断しないようにする気がします。

しかし、それは人は見た目で判断してしまうから。  
人は嘘をつくから、嘘はついちゃいけないと教えられてきたのと一緒です。

最近では、人は見た目が9割とか10割とかいう本も多くなってきました。  
私も、悪い印象を与えないよう気を付けたいと思います。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

---

☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！  
フォロワー！@kudan-kaikei（フォロー返します☆）

★FaceBook始めました！  
「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！  
「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！  
現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。  
その中でお客様を紹介するページを設けました。  
御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、  
是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。  
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。  
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

---

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も  
対象に送りしております。  
配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。  
info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所☆☆☆☆☆☆☆☆  
★☆☆☆☆☆☆☆☆密・着・革・命！☆☆☆☆☆☆☆☆

〒102-0074  
東京都千代田区九段南4-3-1  
滝ビル3F  
TEL 03-3222-5271  
FAX 03-3222-5270  
URL <http://www.kudan-tax.jp/>  
mail info@kudan-tax.jp